

## 勝浦漁船遭難事故のこと

勝浦に漁船遭難の碑がある。漁船の遭難事故にあたり、立嶋嘉市が海軍を動かして救助に当たってもらったのだと聞いていた。

調べて見たところ、『勝浦漁船遭難記事』が国会図書館に所蔵されていた。

『勝浦漁船遭難記事』は、遭難事故の事実関係をまとめた本で、今となっては少ない事実の証左を得る資料だと思う。

立嶋嘉市の名が数か所に出てくる。

事実は、聞いていたのと異なり、立嶋嘉市はもっと壮絶で凄惨な現場にいた事が判る。

### ○ 遭難

明治25年12月28日未明、勝浦から60余隻の細魚漁の船が出港。

午後2時、天候が急に変化 西風おこる

天候さらに悪化し、アナセ（西北暴風）となる

漁具、獲った魚はすべて投棄し、各船三隻ずつ綱で縛る

転覆する船あり

29日には、食料が尽き、空腹が襲い、凍死者が出る。

### ○ 遭難者救助

12月28日午後 天候の悪化に心配し船主、船員の家族が集合

夕暮れに五隻が辛うじて自力で戻る、他の船が帰る事は難しいとの報告

午後8時 共立汽船会社の第一共立丸 救助へ出港

午後9時30分 第一共立丸 罷災を惧れ帰港

午後9時15分『黄金丸を雇い村民五名（立嶋嘉市、他4名）を乗り組ませ』出港

二艘の漁船発見、食料を与え、

三隻の漁船発見、転覆の惧れがあるため全員本船に。

三隻の漁船発見、やはり転覆の惧れがあるため全員本船に、

さらに探したが見つからず、本船遭難の危機も考え帰路に、

帰路、三隻の漁船を認め全員本船に、救助者全員に暖を取らせた。

翌29日午前3時 黄金丸 帰港

『本船の救護により九死に一生を得しハ九十五名にして』とある。

その後、第一共立丸が再度救助に向かい、1隻の船を救助したものの、後、既に現場に船は発見できなかった。

## ○ 八丈島へ漂着

12月30日になって、漁船、遭難者が八丈島に漂着する。

八丈島の村民は総出で救済保護にあたる。

30日は八丈島の祭りがあったとかで、祭りで灯す火が、船の進路を助けたのかも知れぬ。

31日になって更に漂着者が増える。

出漁者	749名
自力で帰りたるもの	168名
黄金丸等により救助	123名
八丈島に漂着したもの	229名
死者・不明者	229名

## ○ 軍艦派遣

救難と捜索の急務から村民は軍艦派遣の義を県に要請したが、時の県知事は「漁民遭難の如きは軍艦の関与すべき事にあらず」とした。

明治26年1月10日、日本新聞がこれを取り上げ、同日、衆議院議員が海軍の人命救助姿勢につき疑義を唱え質問状を公開 犬養毅の賛同を得ている。

1月16日 海軍は軍艦天城号を派遣 八丈島から漂着者を横須賀へ移送

海軍軍艦浪速号によりこの200名余を勝浦へ

2月4日 海軍は軍艦武藏丸を派遣 豆南諸島を捜索し 御蔵島漂着者数名を勝浦へ

## ○ 捜索打ち切りと、海軍への請願

遭難者捜索に協力していた日本郵船の敦賀丸による捜索打ち切りの報に、勝浦村民は納得しがたく、海軍大臣宛て【漂流漁民再探検請願】を提出

請願人は、遺族総代 立嶋嘉市 他4名 および勝浦村長

宛先は、官軍大臣伯爵西郷従道 殿

となっている。

そして更に【再請願】を出すも、海軍はこれに軍艦を動かすことはなかった。

立嶋嘉市、当時30代。

漂流民再探撿請願 全文

漂流漁民再探撿請願

私共父兄夫兒共昨年十二月廿八日漁業ノ際暴風ノ漂流スル所ト相成悲愴袁慕抵止スル所ヲ不知候爾來搜索ニ種々手ヲ盡シ剩ヘ軍艦派遣に迄〇爲及候モ数百ノ者其存否ヲ詳ニスルヲ不得恐クハ兎瀬ノ中ニ落命セルナルヘシト粗推知セサルニハ非ルモ血肉ノ至情今ニ断念スルヲ不得万一僥倖ニモ意外ノ嶋嶼ニ存在スル哉モ推測ト掛念ノ餘リ過般惣代ノ者上京其筋ノ航海者に就南洋ノ景況親シク訪問候處小笠原嶋ノ西四十七哩ニ「ロサリヲ嶋」其南百八十五哩に中及南北ノ三琉球嶋アリ且小笠原群島ノ媳及聟媒瀬ノ三嶋ハ未探撿ヲ経サルモノト由聞知仕候就テハ縣廳及群衛等ノ御諭旨ニ悖リ恐縮ニ至ニ候得共何卒私共遺族力哀慕ノ眞情を憐愍セラレ今一應軍艦ヲ派シ右ノ島嶋御探撿被成下度至願ノ至ニ御座候也

和歌山縣東牟婁郡勝浦村

漂流者遺族總代

明治廿六年四月十七日

立嶋嘉市

大石栄三郎

鳴戸善助

梅見徳松

鍋割音松

勝浦村長

須藤秋藏

海軍大臣伯爵西郷従道殿

(海軍がこれを受け取っていれば、公文書として保存されている可能性はある。)

※ 資料『勝浦漁船遭難記事』の内容を主にしているが、読みこなしてはいない事、読み下しに誤認が有るかもしだぬ事、他の文献に幅広くあたっていない事から過渡的な文章として見ていただきたい。

※ 遭難事故に言及している書籍は、「故郷を顧みて」庄司海村、「東牟婁郡史」等がある。

※ 立嶋嘉市の当時年齢については、生年月日がわからないが、没年は大正7年。この時60歳と仮定すれば、明治25年の事件当時33歳である。